

プライバシーマーク制度運営要領改廃履歴



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

本頁は空白です。

改廃履歴

体系番号	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
全て	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版とする。	平成 23 年 3 月 1 日
全て	平成 23 年 4 月 1 日	組織名称の変更を反映する。 (旧) 財団法人日本情報処理開発協会 (新) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会	平成 23 年 4 月 1 日
PMK320	平成 23 年 10 月 21 日	プライバシーマーク審査員補研修コース基準の改正に伴う別表 1 の追加、合否判定基準の見直し、項番の変更を実施する。 また、フォローアップ研修コース基準の改正に伴う別表 2 の追加及び項番の変更を実施する。 本体「2. 定義」に 2.1～2.4 の追加、その他表現の一部を修正する。	平成 24 年 1 月 1 日
PMK200	平成 24 年 3 月 1 日	東京都暴力団排除条例（平成 23 年 10 月施行）に伴い、別紙 1 に第 8 条第 2 項～第 5 項を追加する。	平成 24 年 4 月 1 日
PMK220	平成 24 年 3 月 1 日	東京都暴力団排除条例（平成 23 年 10 月施行）に伴い、付属書・第 8 条第 5 項を追加、並びに同第 6 項及び第 7 項を修正する。	平成 24 年 4 月 1 日
PMK300	平成 24 年 3 月 1 日	東京都暴力団排除条例（平成 23 年 10 月施行）に伴い、別紙 1 に第 7 条第 2 項～第 5 項を追加する。	平成 24 年 4 月 1 日
PMK500	平成 24 年 3 月 1 日	東京都暴力団排除条例（平成 23 年 10 月施行）に伴い、別紙 1 に第 8 条第 2 項～第 5 項を追加する。	平成 24 年 4 月 1 日
PMK510	平成 24 年 3 月 1 日	東京都暴力団排除条例（平成 23 年 10 月施行）に伴い 3.1.2 c) を追加する。	平成 24 年 4 月 1 日
PMK600	平成 24 年 10 月 1 日	「プライバシーマークの表示条件」を「プライバシーマーク使用規約」に追加する。	平成 24 年 10 月 1 日
PMK420	平成 25 年 3 月 1 日	「7.更新登録」、及び「8.3 資格の喪失」を改正する。	平成 25 年 4 月 1 日
PMK320	平成 26 年 3 月 31 日	「2.3 フォローアップ研修」にフォローアップ研修準拠コースを追加する。 「4.3 クラス編成と講師」の講師要件を修正する。	平成 26 年 4 月 1 日
PMK520	平成 26 年 3 月 31 日	消費税法改正に伴う料金記載方法を変更する。	平成 26 年 4 月 1 日
PMK220	平成 27 年 8 月 3 日	付属書・第 8 条第 4 項の五を追加する。	平成 27 年 9 月 1 日
PMK100	平成 27 年 10 月 30 日	第 5 条に制度委員会における作業部会の設置を追記する。 第 12 条に重大な事故に関する規定を追記する。	平成 27 年 12 月 15 日
PMK420	平成 27 年 10 月 30 日	「6.初回登録の基準」、「6.3 主任審査員」の d) 項を改正	平成 27 年 12 月 1 日

PMK500	平成 27 年 10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 条に付与適格決定後の付与契約締結までの期間の追加 ・第 10 条にただし書きの追加 ・第 11 条の第 2 項に用語の追加 ・第 13 条に用語の追加 ・第 14 条、並びに第 15 条に報告に関する追加、及び用語の削除 ・第 17 条に用語の訂正及び第 4 項の追加 ・第 18 条に重大な事故に関する規定の追加 ・第 18 条の追加による以降の項番の繰下げ 	平成 27 年 12 月 15 日
PMK510	平成 28 年 3 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「欠格性の判断及び措置の決定の手順」「事故の報告先」を別紙に移動、一部修正、移動に伴う採番の変更 ・3.2.1 申請不可期間 3 ヶ月の事業者 c)の追加 	平成 28 年 4 月 1 日
PMK240	平成 28 年 3 月 24 日	「確認審査」の運用開始に伴い、第 1 版を制定する。	平成 28 年 4 月 15 日
PMK241	平成 28 年 3 月 24 日	「確認審査」の運用開始に伴い、第 1 版を制定する。	平成 28 年 4 月 15 日
PMK111	平成 28 年 3 月 24 日	プライバシーマーク制度委員会に作業部会を設置することに伴い、当規則を新設する。	平成 28 年 4 月 1 日
PMK511	平成 28 年 4 月 14 日	プライバシーマーク運営要領「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」の改定に伴い、当規則を新設する。	平成 28 年 4 月 15 日
PMK110	平成 28 年 7 月 15 日	第 4 条(審議事項等)に条項を追加する。	平成 28 年 7 月 15 日
PMK220	平成 28 年 7 月 15 日	2.3 申請書等の確認に d) の条項を追加する。	平成 28 年 7 月 15 日
PMK510	平成 28 年 7 月 15 日	「3.1 プライバシーマーク付与適格性を有しない者」に「3.1.4 プライバシーマーク制度に対する一般の信頼を毀損すると認めるに足る相当な理由がある事業活動を行う事業者」を追加する。	平成 28 年 7 月 15 日
PMK200	平成 28 年 10 月 14 日	第 12 条の更新申請書類提出期限を変更	平成 29 年 4 月 1 日
PMK300	平成 28 年 10 月 14 日	第 12 条の更新申請書類提出期限を変更	平成 29 年 4 月 1 日
PMK230	平成 28 年 10 月 14 日	5.1.1 の更新申請書類提出期限を変更	平成 29 年 4 月 1 日
PMK330	平成 28 年 10 月 14 日	5.1.1 の更新申請書類提出期限を変更	平成 29 年 4 月 1 日
PMK600	平成 28 年 10 月 14 日	「プライバシーマークの表示条件」に記載されている、プライバシーマーク制度のトップページ URL を変更する。	平成 28 年 10 月 14 日
PMK420	平成 29 年 2 月 1 日	「6.1 審査員補」の a)、c)、d) 及び e) を改正	平成 29 年 4 月 1 日
PMK510	平成 29 年 5 月 16 日	「4. 個人情報の取扱いに関する事故等についての判断基準」に「⑨ 上記①～⑧のおそれ」	平成 29 年 5 月 17 日

		を追加する。	
PMK-910	平成 29 年 7 月 7 日	名称を「プライバシーマーク制度における期間の表記についての通則」に変更、プライバシーマーク有効期間の表記に関するただし書き及び例示を追加する。	平成 29 年 7 月 15 日
PMK-100	平成 29 年 12 月 15 日	第 4 条第 3 項にプライバシーマーク指定審査機関に対する助言、勧告又は要請に関する規定を追記する。 第 7 条第 4 項および第 5 項の文言を修正する。	平成 30 年 1 月 1 日
PMK-200	平成 29 年 12 月 15 日	第 5 条第 7 項の文言を修正	平成 30 年 1 月 1 日
PMK-210	平成 29 年 12 月 15 日	4.3 に当該審査機関ガイドラインの変更に関する規定を追記。その他文言を修正。	平成 30 年 1 月 1 日
PMK-220	平成 29 年 12 月 15 日	2.5.4 の文言を修正。 付属書・第 8 条の文言を修正。	平成 30 年 1 月 1 日
PMK-220	平成 30 年 3 月 30 日	2.2.3 の文言を修正	平成 30 年 4 月 1 日
PMK-500	平成 30 年 3 月 30 日	・第 7 条に第 2 項を追加	平成 30 年 4 月 1 日
PMK-320	平成 30 年 3 月 30 日	タイトルの変更。 2. 定義の一部修正。 プライバシーマーク審査員補養成研修の履修内容改正に伴う別表 1、項番の変更。 フォローアップ研修の履修内容改正に伴う別表 2、項番の変更。	平成 30 年 4 月 1 日
PMK-200	平成 30 年 12 月 13 日	・別紙 1 の第 6 条第 1 項の有効期間を西暦表示に変更、契約締結日を西暦表示に変更、契約締結者名を [会長名] から [専務理事名] に変更 ・様式 1 の有効期間を西暦表示に変更	平成 31 年 1 月 1 日
PMK-300	平成 30 年 12 月 13 日	・別紙 1 の第 5 条第 1 項の有効期間を西暦表示に変更、契約締結日を西暦表示に変更、契約締結者名を [会長名] から [専務理事名] に変更 ・様式 1 の有効期間を西暦表示に変更	平成 31 年 1 月 1 日
PMK-500	平成 30 年 12 月 13 日	・別紙 1 の第 6 条第 1 項の有効期間を西暦表示に変更、契約締結日を西暦表示に変更、契約締結者名を [会長名] から [専務理事名] に変更 ・様式 1 の有効期間を西暦表示に変更	平成 31 年 1 月 1 日
PMK-710	平成 30 年 12 月 13 日	・様式 3 の差出名を [会長名] から [専務理事名] に変更	平成 31 年 1 月 1 日
PMK-910	平成 30 年 12 月 13 日	・和暦表示を西暦表示に変更	平成 31 年 1 月 1 日
全て	2019 年 6 月 27 日	産業標準化法 (JIS 法) 改正に伴い、用語を修正する。	2019 年 7 月 1 日
PMK200	2019 年 6 月 27 日	・指定機関の申請書類及び変更事項の報告事項の変更に伴い、第 5 条の文言を修正、第 11 条 2 項を追記 ・反社会的勢力の排除に関して別紙 1 第 8 条を修正、同第 9 条を新設、同第 9 条を第 10 条	2019 年 7 月 1 日

		に変更	
PMK300	2019年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 指定機関の申請書類及び変更事項の報告事項の変更に伴い、第5条の文言を修正、第11条2項を追記 反社会的勢力の排除に関して別紙1第7条を修正、同第8条を新設、同第8条を第9条に変更 	2019年7月1日
PMK500	2019年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力の排除に関して別紙1第8条を修正、同第9条を新設、同第9条を第10条へ変更 	2019年7月1日
PMK500	2020年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1第9条を修正する。 	2020年10月1日
PMK110	2020年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第2項の委員長の選任方法は「プライバシーマーク制度基本綱領」第5条第2項に類似の条文があるため削除する。 第5条の開催における臨時開催および事務局による委員長選任前の招集について追記する。 第7条に書面等による採決の省略についての条文を追記する。 	2020年10月1日
PMK210	2020年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 5.2.5に書面等による委員会での採決の省略についての条文を追記する。 	2020年10月1日
PMK250	2020年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 「現地審査の実施が著しく困難な場合の現地審査の代替措置の実施」に伴い、第1版を制定する。 	2020年10月1日
PMK100	2020年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> 第2条第5号の文言を修正する。 第5条第2項の文言を修正する。 第5条第3項に制度委員会における委員長の権限を追記する。 	2020年10月22日
PMK110	2020年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第4項に委員長の権限を追記する。 第3条第5項に副委員長の代理権限を追記する。 	2020年10月22日
PMK230	2020年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> 5.2.4.1に申請者の事務所に往訪することが著しく困難である場合の代替手段に関する記載を追記する。 	2020年10月23日
PMK330	2020年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> 5.2.4.1に申請者の事務所に往訪することが著しく困難である場合の代替手段に関する記載を追記する。 	2020年10月23日
PMK420	2021年9月17日	<ul style="list-style-type: none"> 「6.2 審査員」のb)を改正 	2021年10月6日
PMK220	2022年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」廃止により名称削除 2.2申請資格を新設 附属書・第4条第1項を修正 附属書・第4条第2項に申請不可期間を追加 附属書・第8条第5項 反社会的勢力の定義を修正 	2022年4月1日
PMK500	2022年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」廃止により名称削除 第5条に欠格事由を新設、同第5条を第6条へ変更。以降繰り下げ 	2022年4月1日

		<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第1項第4号を修正 ・第8条第1項を修正及び第2項並びに同条第2項を削除 ・第9条第1項を修正 ・第11条第2項を修正 ・第12条第1項及び第2項を修正並びに第3項を新設 ・第13条に事故等の公表及び第14条に本人への通知および公表を新設。同12条を第15条へ変更。以降繰り下げ ・第15条第4項を新設 ・第18条第1項第1号、第6号、第7号及び第2項並びに第3項を修正 ・第19条第4項を削除 ・第20条第1項及び第2項並びに第3項を削除 ・第20条第2項及び第3項を新設 ・第21条第1項を修正 ・第22条第1項第1号、第2号及び第3号並びに第2項を修正 ・別紙1・第1条を修正 ・別紙2 欠格性の判断及び措置の決定の手順を新設 	
PMK510	2022年2月28日	・PMK500に統合	2022年4月1日
PMK511	2022年2月28日	・廃止	2022年4月1日
PMK110	2022年4月21日	・PMK500改訂に伴い、第4条第7項の表現の修正	2022年4月21日
PMK500	2022年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第16条第1項を修正 ・第16条第2項を新設 ・第17条第2項を修正 	2022年9月1日
PMK210	2022年11月7日	・PMK500改訂に伴い、3及び6.8において「プライバシーマーク制度における欠格事項および判断基準」の名称削除	2022年11月7日
PMK320	2023年8月31日	・2.3 フォローアップ研修準拠コースを削除。	2024年4月1日
PMK500	2023年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第12条第2項及び第3項を修正 ・第14条を修正 	2024年1月4日
PMK500	2024年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第17条第4項を修正 ・第18条第3項を修正 ・別紙1を修正 	2024年4月1日
PMK520	2024年1月22日	・別表2を修正	2024年4月1日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル内

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>

プライバシーマーク制度基本綱領